

●

答申第41号  
平成15年8月6日

兵庫県教育委員会 様

情報公開審査会  
会長 錦 織 成 史

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年10月7日付け諮問第2号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 「教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について」（平成13年9月28日付け教教第717号）のうち、「懲戒処分等一覧（体罰に係るもの）」
- 2 「体罰に係る事故報告書」（平成13年4月3日付け 高第18号）
- 3 「体罰に係る事故報告書」（平成13年10月23日付け教阪南第1754号）
- 4 「体罰に係る事故報告書」（平成13年12月25日付け教阪北第2307号）
- 5 「体罰に係る事故報告書」（平成14年2月20日付け教東人第150号）
- 6 「体罰に係る教職員の処分に係る報告書」（平成14年3月29日付け教東人第3300号-2）
- 7 「体罰に係る教職員の処分に係る報告書」（平成14年3月29日付け教東人第3300号）

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

次の文書に係る部分公開の決定において、非公開とした情報のうち、2の新聞社の名称及び4の「負傷の程度」欄に記載された情報は公開すべきであるが、その余の部分に係る非公開の決定は妥当である。

- 1 「教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について」(平成13年9月28日付け教教第717号)のうち、「懲戒処分等一覧(体罰に係るもの)」
- 2 「体罰に係る事故報告書」(平成13年4月3日付け 高第18号)
- 3 「体罰に係る事故報告書」(平成13年10月23日付け教阪南第1754号)
- 4 「体罰に係る事故報告書」(平成13年12月25日付け教阪北第2307号)
- 5 「体罰に係る事故報告書」(平成14年2月20日付け教東人第150号)
- 6 「体罰に係る教職員の処分に係る報告書」(平成14年3月29日付け教東人第3300号-2)
- 7 「体罰に係る教職員の処分に係る報告書」(平成14年3月29日付け教東人第3300号)

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の7件の公文書(以下それぞれ「本件公文書1」、「本件公文書2」、「本件公文書3」、「本件公文書4」、「本件公文書5」、「本件公文書6」及び「本件公文書7」という。また、これらを合わせて「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成14年6月17日付けで行った部分公開決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、変更するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。なお、異議申立人は、本件公文書1のほか、平成13年度に実施機関に提出された体罰に係る事故報告書及び体罰に係る教職員処分に係る報告書すべての公開を請求しており、部分公開決定のあった公文書のうち、本件公文書についてのみ異議申立てを行ったものである。

本件公文書1においては、「教職経験年数」がすべて非公開、「担当教科」が2名につき非公開となっているが、この部分を公開しても特定の個人を識別することはできない。また、対応する体罰事故報告書や一般に入手可能な情報と突き合わせても個人特定には至らない。よって、上記部分は情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第1号に該当するとは言えず、本件公文書1は全部公開されるべきである。

本件公文書 2、3 及び 5 から 7 までにおいては、同時に部分公開された他の体罰事故報告書と比較して非公開部分が著しく多い。具体的に言えば、他では原則的に公開されている体罰を行った教職員（以下「加害教職員」という。）の生年月日、年齢、身長、体重、体罰を受けた児童・生徒（以下「被害児童・生徒」という。）の生年月日、年齢、身長、体重、負傷の程度、体罰の被害部位、体罰の回数、会話の大部分、保護者の意向その他が広範に非公開とされている。

この点について、実施機関は、学校名を明らかにした新聞報道等の情報によって、既に特定の個人の情報であることが識別できることから、通常他人に知られたくないと認められる情報について条例第 6 条第 1 号に該当し、非公開としたと説明している。しかし、学校名の報道があっても、被害児童・生徒及び加害教職員を識別するには学校要覧等他の情報と突き合わせる必要があるとあり、そのような情報は一般人が通常入手しうるものとは言えないのであって、実施機関の立論は成り立たない。

また、上記非公開情報はいずれも特定の個人を識別できる情報ではない。そのうち、負傷の程度、体罰の被害部位、体罰の回数等は、教職員の違法な暴行行為の核心であり、公開の必要性と公益性の最も高い部分である。次に、会話の大部分、保護者の意向等は体罰事件の経過、推移を把握する上で欠くことのできない基本情報であり、公開の必要性と公益性が高いものである。さらに、年齢、身長及び体重は、どの程度の体格差、年齢差のある者の中で暴力が加えられたのかという学校体罰問題における重要な基礎資料を提供するものであり、問題理解の上で不可欠の情報である。

したがって、上記非公開情報は公開されるべきである。

本件公文書 2 においては、新聞記者の氏名が非公開とされている。実施機関は条例第 6 条第 2 号に該当すると説明しているが、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは思えないので、公開すべきである。

本件公文書 4 においては、「負傷の程度」が非公開とされているが、添付されている別紙を見れば、被害生徒は口内裂傷を負っていると明記されており、非公開の理由が明らかでない。

### 第 3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び口頭での意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

#### 1 本件公文書について

本件公文書 1

本件公文書 1 は、実施機関が平成 12 年度に懲戒処分等を行った事案のうち体罰に係るものについて、その状況を文部科学省に報告した公文書である。

本件公文書 2 から 7 まで

教職員が体罰を行った場合は、実施機関は、体罰に係る報告書を受理することによって体罰の発生を了知し、報告書の内容の事実確認を行って、体罰の事実が確認されれば、当該体罰を行った教職員を含む関係者に懲戒処分等の適切な処置を行っているところであり、本件公文書 2 から 7 までは、このような処分等を行うに当たって作成された公文書である。

## 2 条例第 6 条第 1 号前段の該当性について

本件公文書 1 で非公開としている情報（教職経験及び一部担当教科）を公開すると、これまでの異議申立人からの公開請求において公開した情報と組み合わせることにより、加害教職員が識別され、特定の教職員がどのような処分を受けたのかが明らかになる。ところで、処分に関する情報は、職務の遂行そのものに係る情報ではなく、当該教職員にとっては、経歴、社会的生活に関する情報であるとともに、教職員個人の資質、名誉にかかわる情報であることから、これらの情報は通常他人に知られたくないものと認められる。

したがって、上記教職経験等の情報は、条例第 6 条第 1 号前段に該当するものとして、非公開としている。

本件公文書 2 から 7 までには、学校名、校長名、加害教職員の氏名・校務分掌・処分内容、被害を受けた児童・生徒等の氏名、クラス名、保護者の氏名・住所、関係者の氏名、発言内容等（以下「学校名等」という。）が記録されている。学校名等をそれぞれ単独で検討すると、特定の個人を識別できないものも含まれているが、条例第 6 条第 1 号の「特定の個人を識別することができるもの」には、その情報だけでは特定の個人を識別できないが、他の情報と関連付けることにより、間接的に特定の個人を識別できる場合も含むものとされており、学校名等は、相互に組み合わせたり、学校要覧等他の情報と関連付けることにより、加害教職員、被害児童・生徒等が特定されることから、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、上記の各公文書には、被害児童・生徒等については、どのような状況で、どのような加害行為が行われ、その結果、どのような被害を被ったかといった児童・生徒等の内心、心身等の状況に関することや、加害教職員については、当該体罰を行った結果、どのような懲戒処分等が課せられたかといった加害教職員の経歴、社会的生活等に関することが記録されており、そういった記録は通常他人に知られたくないものと認められる。

したがって、学校名等の情報は、条例第 6 条第 1 号前段に該当するものとして、非公開としている。

本件公文書 2、3 及び 5 から 7 までについては、新聞報道があり、その報道内容において、学校名、加害教職員の担当教科名・年齢・担当顧問クラブ名、体罰の態様、場所、負傷の程度や部位などが記事として公表されており、既に個人が識別できる状態である。

したがって、上記の各公文書では、会話や保護者の意向等は、条例第 6 条第 1 号前段の通常他人に知られたいと認められるものとして、非公開としている。

また、上記の各公文書では、既に新聞報道により個人が識別されているとはいえ、個人のプライバシーを最大限に保護するという条例の趣旨を踏まえ、氏名等の個人識別情報を非公開としている。

### 3 条例第 6 条第 1 号後段の該当性について

体罰に係る被害児童・生徒の診断書に記載された情報については、それぞれ当該個人の人格と密接に関係する情報であり、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであって、これを実施機関が第三者に流通させることは適切ではない。よって、これらの情報は条例第 6 条第 1 号後段に該当するものとして、非公開としている。

異議申立人の指摘する本件公文書 4 の非公開部分については、診断書と同等のものであることから、条例第 6 条第 1 号後段に該当するものとして、非公開としている。

### 4 条例第 6 条第 2 号の該当性について

本件公文書 2 には、新聞社の名称及び記者の氏名が記載されているが、その情報は、法人の人事、組織に関する内部管理に属する情報であり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもので、条例第 6 条第 2 号に該当するものとして、非公開としている。

## 第 4 審査会の判断

### 1 本件公文書の概要について

#### 本件公文書 1

本件公文書 1 は、実施機関が平成 12 年度中に教職員に対し懲戒処分等を行った事案のうち体罰に係るものについて、文部科学省に報告した文書であり、次の情報が記載されている。

ア 処分年月日

イ 懲戒処分等の種類及び件数

ウ 被処分者の学校種、教職経験（経験年数）及び担当教科

エ 体罰を受けた児童生徒（学年及び人数）

オ 被害の状況（負傷の種類及び人数）

- カ 体罰の件数
- キ 体罰の態様（態様及び件数）
- ク 体罰時の状況（場面、場所及び件数）

本件公文書 2 から 5 まで

本件公文書 2 から 5 までは、実施機関が体罰を行った教職員に対し懲戒処分等を行うに当たって、学校又は県教育事務所から受領した公文書（報告書）であり、概ね次のアからカまでの情報が記載されているとともに、キ及びクの文書が含まれている。

- ア 加害教職員の氏名、性別、生年月日、年齢、校務分掌等（担任学年、クラス、担当教科等）、クラブ顧問、身長及び体重
- イ 被害児童・生徒の氏名、性別、生年月日、年齢、学年、クラス、身長、体重、保護者氏名及び住所並びに負傷の程度
- ウ 体罰発生の日時及び場所
- エ 体罰の原因と状況、学校においてとった措置等
- オ 学校名並びに学校長の氏名及び印影
- カ 市教育委員会名
- キ 被害児童・生徒を診療した医療機関が作成した診断書及び領収書
- ク 加害教職員が作成した顛末書

本件公文書 6 及び 7

本件公文書 6 及び 7 は、本件公文書 5 によって報告された体罰事故について、加害教職員及びその上司である校長に対し懲戒処分通知書を交付した旨の県教育事務所からの報告書であり、次の情報が記載されている。

- ア 被処分者の氏名及び勤務する学校名
- イ 懲戒処分通知書の交付年月日、交付場所、立会人の職及び氏名並びに交付状況

本件公文書 2、3 及び 5 から 7 までは、当該事案の事実等に関し、全国紙等の新聞（以下「本件新聞記事」という。）で報道されている。このことは、実施機関が条例第 22 条の規定に基づき当審査会に提出した資料から認められる。

## 2 条例第 6 条第 1 号前段の該当性について

条例第 6 条第 1 号前段

条例第 6 条第 1 号前段は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないこ

とを定めたものである。これは、情報公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的とした趣旨であると解される。

なお、本号の「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を直接識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含むものである。

#### 本件公文書 1

ア 実施機関は、本件公文書 1 において、次の情報を条例第 6 条第 1 号前段に該当するものとして非公開としているので、この点について検討する。

被処分者の教職経験（経験年数）

被処分者のうち、整理番号 2 1 及び 2 3 の者の担当教科

イ 上記アの 及び の情報は、これが公開されたからといって、それだけで特定の個人を識別することができるわけではないが、公文書公開請求を行えば入手できる平成 1 2 年度中の体罰事故報告書や人事記録の公開部分と照合すれば、特定の個人（被処分者）を識別できるものと認められる。

ウ 一方、本件公文書 1 には被処分者が受けた懲戒処分等の種類が公開されている。懲戒処分等を受けたという情報は、職務に関する情報ではあるが、職務の遂行に関する情報であるとはいえないこと、また、経歴及び社会的生活に関する情報であって、かつ、資質及び名誉にかかわる情報であることから、通常他人に知られたくない情報であると考えられる。

エ したがって、間接的に被処分者の氏名を特定できる上記アの 及び の情報は、通常他人に知られたくない情報であって、条例第 6 条第 1 号前段に該当するという実施機関の判断は妥当であると考えられる。

#### 本件公文書 2 から 7 まで

ア 実施機関は、本件公文書 2 から 7 において、次の情報を条例第 6 条第 1 号前段に該当するものとして非公開としている。

加害教職員（本件公文書 6 及び 7 にあっては被処分者）の氏名及び住所

被害児童・生徒の氏名

保護者の氏名及び住所

他の児童・生徒の氏名

学校名並びに学校長の氏名及び印影

被害児童・生徒のクラス

加害教職員の校務分掌等及びクラブ顧問

「原因と状況」及び「学校においてとった措置及び今後必要とする措置」のうち、又は が明らかになる情報

さらに、実施機関は、上記 1 で触れたように新聞報道された事案である本件公文書 2、3 及び 5 から 7 までについては、上記 から までの情報に加え、次の情報も非公開としている。

加害教職員の生年月日、年齢、身長、体重及び休暇の理由

被害児童・生徒の生年月日、年齢、身長及び体重

被害児童・生徒等の言動

被害児童・生徒の負傷の程度及び被害部位

イ まず、上記アの から までの情報が条例第 6 条第 1 号前段に該当するかどうかを検討する。

(ア) このうち から までの情報は、これが公開されると加害教職員又は被害児童・生徒等を直接識別できるので、特定の個人を識別することができる情報に該当することは明らかである。

(イ) 次に、 から までの情報は、これが公開されたからといって、加害教職員又は被害児童・生徒等を直接識別できるわけではない。しかし、そのいずれかが公開されれば、当該情報と本件処分において公開されている情報との組合せを学校要覧等一般的に入手可能な学校関係の資料で確認することによって、比較的容易に加害教職員が特定され又は特定少数に絞り込まれ、ひいては、被害児童・生徒が実質的に特定されるものであることが認められる。

(ウ) 一方、本件公文書 2 から 7 までには、体罰の原因と状況、学校においてとった措置等が を除いて公開されており、被害児童・生徒等の内心、心身の状況、私生活等に関する情報が明らかになっている。これらは通常他人に知られたくない情報であると認められる。被害児童・生徒等の氏名が明らかになれば、これらの情報が氏名と結びつけられて公になるだけでなく、被害児童・生徒の場合は、体罰を受けた者として新たな評価を加えられる可能性もある。

このほか、加害教職員の氏名が明らかになれば、公文書公開請求を行えば入手できる体罰を理由とする懲戒処分等に係る文書と照合することにより、当該教職員が体罰を理由にどのような懲戒処分等を受けたかが明らかになる。このことは、教職員の職務に関する情報ではあっても、職務の遂行に関する情報ではないこと、また、当該教職員の経歴及び社会的生活に関する情報であって、かつ、その資質及び名誉にかかわる情報であるこ



とから、通常他人に知られたくないと認められるものであると考える。

- (I) したがって、直接又は間接的に加害教職員又は被害児童・生徒等を特定できる から までの情報は条例第6条第1号前段に該当するとした実施機関の判断は妥当であると考えられる。

ウ 次に、新聞報道されている事案における上記アの から までの情報が条例第6条第1号前段に該当するかどうかを検討する。

- (ア) 本件新聞記事には、学校名、加害教職員の担当教科、担当顧問クラブ名、担任学年、体罰の概要等が報道されていることが認められる。また、本件処分においても、特定の個人を識別できる情報、すなわち から までの情報を除き、体罰の概要は公開されている。その結果、報道された情報と本件処分で公開された情報とを照合し、さらに学校要覧等一般的に入手可能な学校関係の資料で確認することによって、比較的容易に加害教職員が特定され又は特定少数に絞り込まれ、ひいては、被害児童・生徒等が実質的に特定されるものであることが認められる。

なお、本件公文書5から7までの事案については、上記のとおり加害教職員が特定できるほか、被害生徒の氏名が新聞記事において報道されていることが認められる。

- (イ) 一方、 から までの情報は、加害教職員又は被害児童・生徒等に係る個人の属性を示す情報又は個人の内心、心身の状況、私生活等に関する情報であり、その者にとって通常他人に知られたくない情報であると考えられる。

- (ウ) したがって、本件公文書2、3及び5から7までについて、 から までの情報を条例第6条第1号前段に該当するとした実施機関の判断は妥当であると考えられる。

### 3 条例第6条第1号後段の該当性について

実施機関は、本件公文書2から5までにおいて、これらに含まれる次の文書又は情報を条例第6条第1号後段に該当するものとして非公開としているので、この点について検討する。

被害児童・生徒を診療した医療機関が作成した同人に係る診断書

被害児童・生徒を診療した医療機関が作成した同人に係る領収書

加害教職員が作成した顛末書

被害生徒の「負傷の程度」欄に記載された情報（本件公文書4）

条例第6条第1号後段は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報（事

業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって」「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

これは、カルテ、反省文等個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報をいうものと解される。

上記の及びには、被害児童・生徒の身体状況や受診状況等が記録されている。これらの文書は、本来被害児童・生徒に身体の状態を示す等のために作成されるものである。

には、加害教職員が自らの視点で体罰事故に係る事実関係を述べたものが綴られているとともに、加害教職員が自らの心情を述べた部分も含まれている。

からまでの文書に記載された情報は、被害児童・生徒又は加害教職員個人の人格と密接に関係する情報であり、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、実施機関がこれを第三者に流通させることは適切ではない。

したがって、これらの情報を条例第6条第1号後段に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

次に実施機関は、については、と同等のものであるから、と同じく条例第6条第1号後段に該当すると説明している。

しかし、は、その前後から判断して、学校長が記載した部分であることは明らかであり、診断書としての体裁をとっていないものであって、診断書と同列には扱うべきではないと考える。よって、は条例第6条第1号後段に該当するという実施機関の判断は妥当でない。

なお、が記載されている本件公文書4のほかにも、本件公文書2及び5から7までにおいては、負傷の程度及び被害の部位が非公開とされている。これらは、上記2ウで述べたとおり、報道内容から加害教職員又は被害児童・生徒が特定できることから、条例第6条第1号前段により非公開とするものである。これに対して本件公文書4の事案については報道がなく、被害生徒が特定されない以上、は条例第6条第1号前段にも該当しない。

したがって、については公開すべきものとする。

#### 4 条例第6条第2号の該当性について

実施機関は、本件公文書2において、次の情報を条例第6条第2号に該当するものとして非公開としているので、この点について検討する。

体罰事故について学校に取材を申し入れた新聞記者の所属する新聞社名  
体罰事故について学校に取材を申し入れた新聞記者の氏名

条例第6条第2号は、公開請求に係る公文書に「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止することを目的とした趣旨であると解される。

実施機関は、上記の及びの情報は、法人の人事、組織に関する内部管理に属する情報であり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると説明している。

しかし、本件公開請求は体罰事故が起きてから相当の時間が経過した後で行われたものであり、体罰事故が起こったとされる学校自体に対して新聞社の取材が行われたことにつき、の新聞社名を公開したとしても、当該取材を行った記者の新聞社内部における所属を明らかにするわけではなく、そのことによって当該新聞社の競争上の地位が害されるとは考えられない。また、このことによって、当該新聞社のその他正当な利益が害されるということは、実施機関の主張を通じて明らかにされていない。

さらに、の記者名を公開したとしても、本件においては当該新聞社における内部の人事配置情報を公開することになるわけではなく、実施機関の主張は、条例第6条第2号との関連では、非公開とすべき理由を表しているとは言えない。

ただ、新聞記者の取材活動は個人の表現の自由とも関わる面があり、報道の自由が個々の記者の活動を通して展開されていく点を考慮すると、本件において、記者の取材活動の自由を保護するという意味において、記者の個人名であるは、条例第6条第1号「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するものと解釈するのが適当である。

したがって、及びの情報は条例第6条第2号に該当するという実施機関の判断は妥当ではなく、は公開すべきであり、は同条第1号に該当することを理由に非公開とすべきであると考えられる。

5 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

#### 第5 審査会からの申入れ

本件処分においては、本来非公開とすべき情報を公開し、また、公開すべき情報を非公開としたことから、諮問後に当該決定を一部変更している事実が認められる。本答申は当該変更決定を踏まえて判断したものであるが、特に本来非公開とすべき個人情報情報を公開したことは、制度の根幹を逸脱するものと考えられる。

しかも、実施機関は、本件と同様の公文書である体罰事故報告書の公開請求に対し、平成12年7月14日付けで部分公開決定を行った際にも、諮問後に決定を一部変更したことがある。これについては、当審査会は、平成13年6月7日付けの答申第27号において、実施機関に対し、条例第2条第3項の趣旨を踏まえ、より慎重な事務処理を行うよう強く要望したところである。

しかるに本件処分においても同様の変更がなされたことについて、当審査会としては、遺憾の意を表するとともに、今後はこのようなことのないよう、慎重な事務処理を行うことを強く申し入れるものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
14 . 10 . 7	・ 諮問書の受領
14 . 11 . 6	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
14 . 11 . 25	・ 異議申立人の意見書の受領
15 . 1 . 6 (第140回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由の聴取 ・ 実施機関の説明資料の受領
15 . 1 . 21	・ 異議申立人の意見書(その2)の受領
15 . 2 . 3 (第141回審査会)	・ 審議
15 . 3 . 11	・ 実施機関の報告書(本件異議申立てに係る公文書部分公開決定の一部変更について)の受領
15 . 3 . 11 (第142回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由の聴取 ・ 実施機関の補足説明資料の受領
15 . 4 . 22 (第143回審査会)	・ 審議
15 . 5 . 27 (第144回審査会)	・ 審議
15 . 6 . 25 (第145回審査会)	・ 審議
15 . 8 . 6 (第146回審査会)	・ 審議 ・ 答申